

## = 研修・講習会 =

### 各種研修・講習会のお知らせ

#### 1. 平成27年度自動車整備技能認定資格教習

##### 1. 募集種目

自動車整備技術コンサルタント（一級自動車整備士）

自動車整備技術スーパーアドバイザー（二級自動車整備士）

##### 2. 受講申込み

①申込期間 **5月22日（金）まで**

②受講申込み方法 本会報P24受講申請書に必要事項を記入しFAXまたは、教育課窓口までお申込み下さい。

##### 3. 受講料

		本教習	認定資格 教習	認定 ツール代	申請 手数料	費用 合計
コンサルタント	新技術免除無し	不要	¥8,900	¥19,644	¥3,240	¥31,784
	新技術免除有り	不要	¥2,200	¥19,644	¥3,240	¥25,084
スーパー アドバイザー	新技術免除無し	¥12,000	¥8,900	¥19,644	¥3,240	¥43,784
	新技術免除有り	¥12,000	¥2,200	¥19,644	¥3,240	¥37,084

※「新技術免除有り」については、平成26年度整備主任者（技術）研修を受講済みの方が対象となります。（自動車検査員研修受講済みでは対象となりませんのでご注意ください）

※認定ツールとは、認定証書額縁付、認定バッヂ、認定看板額縁付（IDステッカー及び事業場名ステッカー1枚付）となります。

（認定看板にはIDステッカーが3枚まで貼付できますので、同一事業場で3名までの登録であれば認定看板1枚注文でも可能です。）

##### 4. 予定講習日程

①コンサルタント及びスーパーアドバイザー

自動車新技術（免除無しの方のみ）

6月24日（水） 9:00～16:00

認定資格教習

7月 2日（木） 13:00～16:00

②スーパーアドバイザー

スーパーアドバイザーベン教習

6月 3日（水） 9:00～16:00

6月10日（水） 9:00～16:00

6月17日（水） 9:00～16:00

7月 2日（木） 9:00～12:00

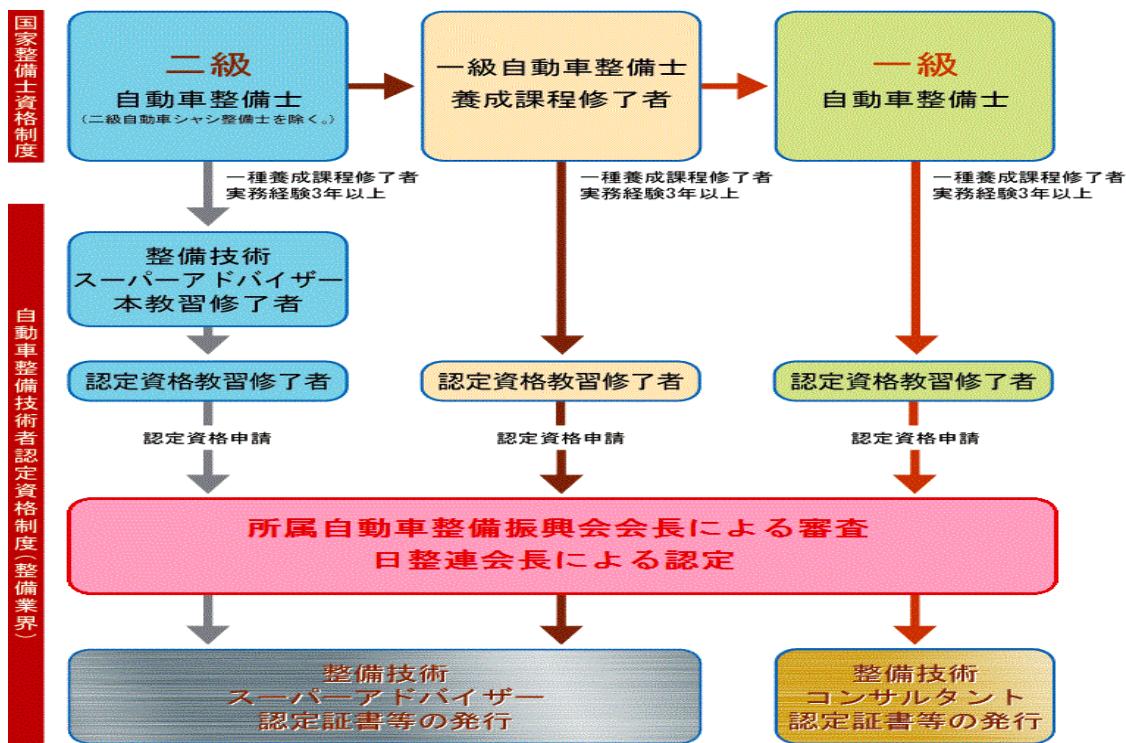
## 5. 受講資格

## ①コンサルタント

- (1)一級自動車整備士
  - (2)山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
  - (3)整備に該当する自動車運転免許証が有効な方(取り消し、停止中は不可)
  - (4)実務経験が3年以上の方

## ②スーパーアドバイザー

- (1)二級自動車整備士  
(二級自動車シャシ整備士を除く。)
  - (2)山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
  - (3)整備に該当する自動車運転免許証が有効な方(取り消し、停止中は不可)
  - (4)実務経験が3年以上の方



## 2. ウインチ運転者特別講習会

車積載車に装備されるウインチを操作するためには、労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ウインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行います。

学科教育終了時に「巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ウインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

- |        |                                                                  |
|--------|------------------------------------------------------------------|
| ◇受付期間  | <b>6月26日（金）まで</b>                                                |
| ◇講習日時  | 7月 9日（木）9：30～17：00                                               |
| ◇講習場所  | (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター                                          |
| ◇受講対象者 | 事業場にウインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のウインチ操作を行う方                               |
| ◇募集定員  | 50名（定員になり次第締め切らせて頂きます）                                           |
| ◇受講料   | 5,200円（テキスト代含む）                                                  |
| ※ 注意   | <b>本年度の「ウインチ運転者特別講習」は、今講習1回の予定です。<br/>受講希望の方はお忘れなくお申し込みください。</b> |

（追加講習については、希望者の人数と日程調整から検討する場合もあります）

## 3. 圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の行なうCNG自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります。既にCNG講習を修了されている方は受講する必要はありません。（なお、指定工場における検査員については講習を受講していないと完成検査はできません）

記

- |       |                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◇受付期間 | <b>6月30日（火）</b>                                                                                           |
| ◇講習日時 | 7月15日（水）9：30～17：00                                                                                        |
| ◇講習会場 | (一社) 山梨県自動車整備振興会                                                                                          |
| ◇対象者  | (1) 整備主任者<br>(2) 自動車検査員<br>(3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者<br>(4) CNG自動車改造施行責任者又はこの者に選任を予定されている者<br>(5) その他受講を希望する者 |
| ◇受講料  | 8,300円（テキスト代含む）                                                                                           |

### 【使用テキスト】

- ・CNG自動車 構造取扱基準及び解説 4,428円

※受講希望が少ない場合には、他県への受講案内となる場合もありますのでご了承ください。

### 各種研修・講習申込方法

申込書は、本誌P26・27・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の「会員ページ」からもダウンロードできます。

必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。